

大和市排水設備工事の手続きマニュアル

令和7年4月
大和市 下水道経営課

も く じ

1. 下水の種類 -----	1
1-1 汚水の排除方式 -----	2
1-2 雨水の処理 -----	3
2. 排水設備工事 -----	5
2-1 事前調査 -----	6
2-2 排水設備工事の設計(平面図の作成) -----	7
2-3 排水設備計画(変更)確認申請書 -----	8
2-4 排水設備工事期間延長届 -----	13
2-5 排水設備計画取下書 -----	13
2-6 排水設備工事完成届 -----	13
2-7 完成検査 -----	15

1. 下水の種類

下水は、汚水と雨水に分けられます。

汚水：水道水又は井水等で生活若しくは事業活動に利用され排水されるもの

雨水：雨水、雪解け水、湧き水等自然現象に起因する排水

下水は、水道水又は井水等が、生活若しくは事業活動に利用されて排水される汚水と、自然現象に起因した雨水に大別できます。

汚水は、汚水管で中部浄化センターと北部浄化センターの二つの終末処理場に集水して処理をし、境川に放流します。終末処理場は、家庭排水量の計画を基にした処理能力を有しており、雨天時等に雨水が混入すると、この処理能力を超えてしまっており、結果的に河川や海を汚染してしまいます。

分流区域の雨水は、絶対に汚水に接続しないでください。

雨水は、雨水管を通じて直接境川又は引地川に放流されます。

河川は、水害を防止するため計画的に改修が進められていますが、まだまだ長い年月を要します。また、都市化の進展により、降雨等の自然水の流出量は増加する傾向にあり、近年の集中豪雨とあいまって災害の危険性が大きくなっています。

宅地内の雨水、特に屋根排水は、浸透処理をして流出量を抑制、あるいは流出時間を遅らせることにより、災害の防止を図ることが必要です。

大和市では、汚水と雨水を次のように区分しています。

(1) 汚水

- ① 水洗便所からの排水
- ② 台所、浴室、洗面所、洗濯場からの排水
- ③ 外流しの排水
- ④ 冷却水
- ⑤ プール排水
- ⑥ 工場、事業場等の事業活動により生じた排水
- ⑦ ごみ停の洗浄排水
- ⑧ その他雨水以外の排水

(2) 雨水

- ① 雨水
- ② 湧出水（地下水で地表に流れ出てきたもの）
- ③ 雪解け水
- ④ 屋外立体駐車場の雨水

1-1 汚水の排除方式

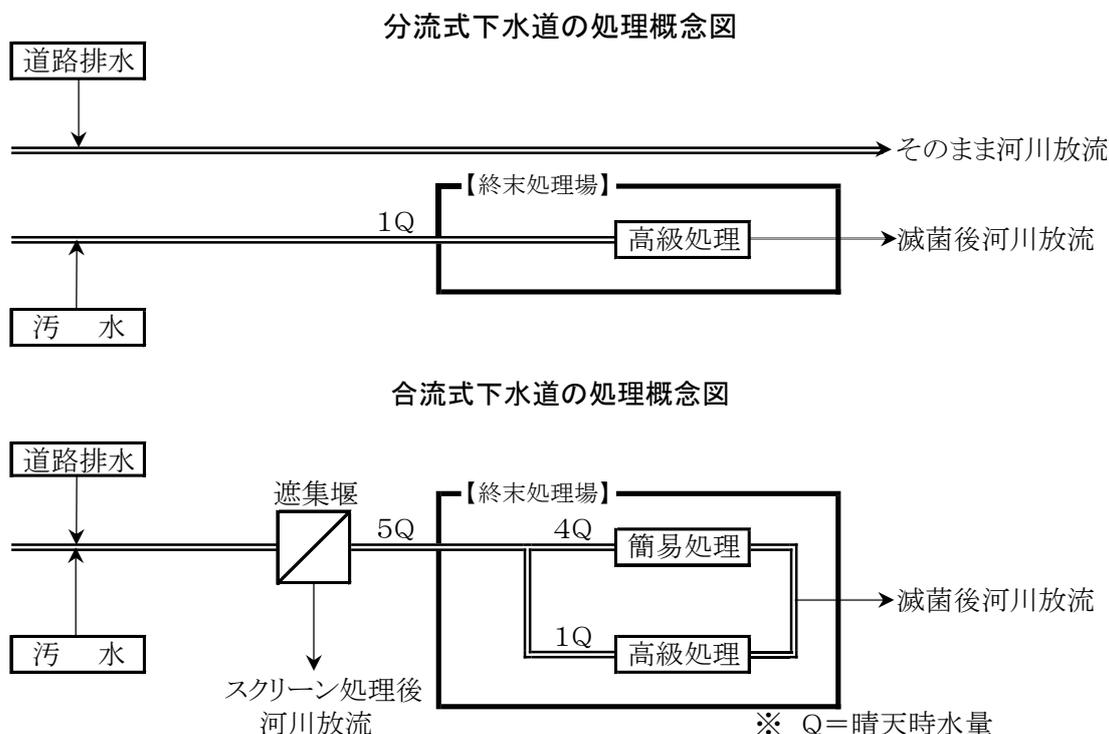
汚水の排除方式には、合流式と分流式があります。

汚水の排除方式には、分流式と合流式があります。

分流式とは、汚水と雨水を別々に集水するもので、汚水は污水管により終末処理場で浄化して河川に放流し、雨水は雨水管により河川に直接放流します。

合流式では、汚水と雨水を合流管で集水し、終末処理場で浄化して河川に放流します。合流式の区域では、道路排水も合流管に接続していることから、雨天時には、終末処理場の処理能力を超える水量が流入することとなります。この超えた分については、スクリーン処理後河川に放流することとなります。

具体的には、晴天時汚水量の5倍の水量を終末処理場に流入させ、晴天時汚水量の同量は通常の浄化処理、残る4倍の水量は、簡易処理（ゴミと泥、砂等の汚濁物質を沈殿処理する。）を施して滅菌処理したのちに河川に放流しています。



本市では、昭和29年に下水道法の事業認可を受け整備を進めてきました。

当初は、大和駅周辺地区の浸水防除を目途として、合流式として着手しました。

その後、境川の環境基準、神奈川県地域公害防止計画が策定されたことに伴い、分流式での整備を進め、平成10年度に市街化区域内の現住地域の汚水整備が概ね完了しています。

合流区域は、大和駅周辺90ha、鶴間駅、南林間駅周辺148haであり、大半の区域が分流式で整備されています。

1-2 雨水の処理

雨水は、宅地内の浸透処理を基本とします。
また、雨水の貯留利用に関しては、補助制度があります。

(1) 宅地内の雨水処理

本市の雨水整備率は、令和5年度末で69.8%となっていますが、雨水に関する供用は開始しておりません。また、道路側溝は、道路排水を行うことを目的に整備しておりますので、宅地内の雨水を流した場合に道路冠水を引き起こす危険性があり、市では道路側溝、集水ますへの宅地内の雨水の接続を認めておりません。

宅地内の雨水は、合流地域も分流地域も地下水の濁水が考えられる現在、基本的には宅地内で浸透処理を行うこととします。

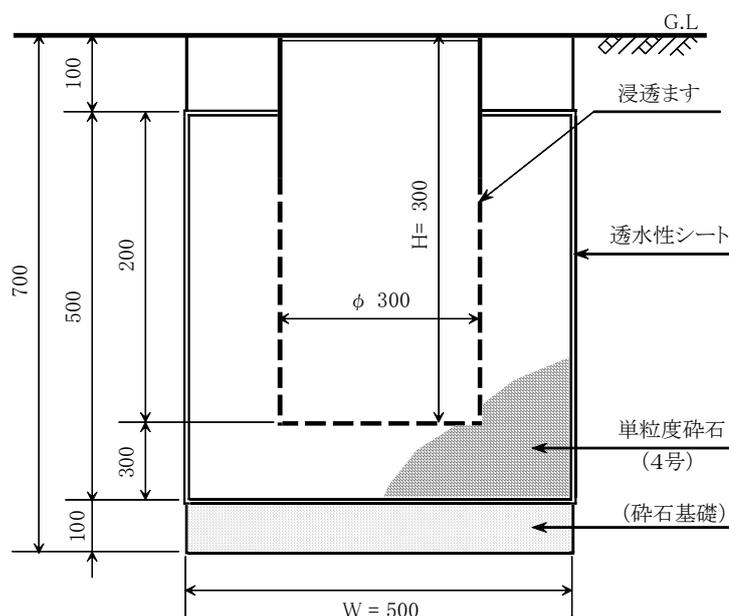
しかし、宅地の地盤高が周辺地盤と比較して±2m以上ある場合や地下水位の高い地域等、浸透不適区域もありますので、注意が必要です。

浸透後の雨水のオーバーフロー水については、次のとおり処置することができます。

- ・合流式：防臭トラップを施して汚水ますへ接続することができます。
- ・分流式：雨水の整備区域内では、条件により自費で雨水管へ接続することができます。この場合、公共雨水ますは、設置後市へ帰属することを承諾しなければなりません。手続きは、下水道経営課の「物件設置等許可（公共下水道施設工事施工等承認）申請書」の申請が必要となります。

雨水浸透ますは、口径φ300mm以上、深さ300mm以上、浸透面に単粒度碎石4号を厚さ10cm以上詰め、透水性シートで防護することが望ましいです。

下記に参考図を示す。



(2) 雨水貯留槽購入費補助

雨どいに接続された集水管から雨水を一時的に貯留し、利用又は流出を抑制する機能を有する簡易な雨水貯留槽について、その購入費の補助を行っています。補助金額は、雨水貯留槽購入費の2分の1以下の額、1基当たり30,000円を限度として、建物1棟につき2基まで、同一の申請者は、1年度につき2基までの補助が受けられます。

手続きやお問い合わせは、下水道・河川施設課となります。

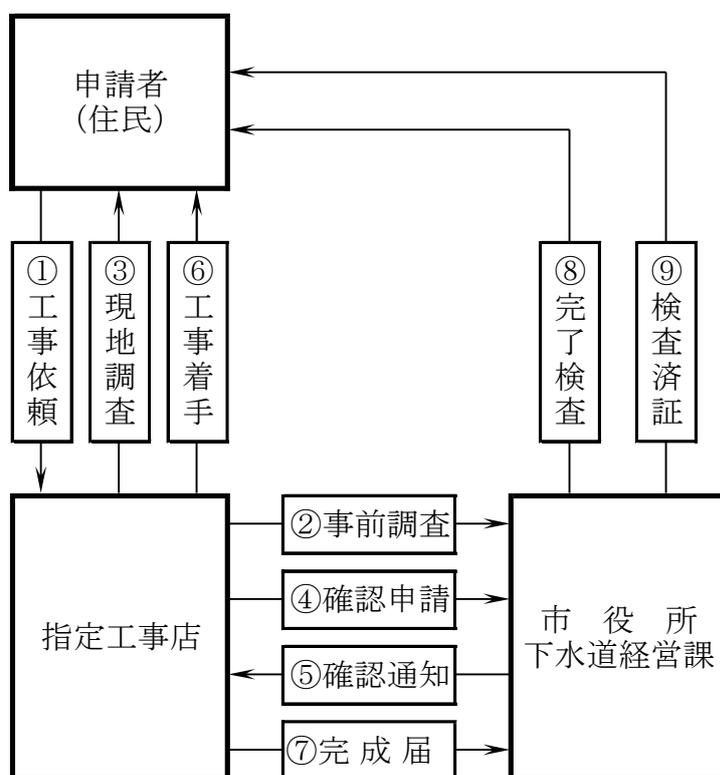
2. 排水設備工事

排水設備工事は、大和市に登録された責任技術者が選任する、大和市の指定を受けた指定工事店でなければ施工できません。

一般の住宅や事業場に関わらず、全ての排水設備の設計、新設等の工事の管理及び施工は、大和市下水道条例（平成6年12月26日条例第22号。以下「条例」という。）第7条の規定により、大和市に登録された責任技術者を選任している、大和市の指定を受けた指定工事店でなければ施工できません。

排水設備工事の全部を一括して第三者に委託し、又は請負わせることや、指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与することはできません。（大和市指定下水道工事店規則（以下「工事店規則」という。）第6条）

排水設備工事の流れを図に示します。



2-1 事前調査

排水設備工事の設計にあたっては、事前調査を行い、現場の状況を把握する必要があります。

- ・ 市役所（下水道経営課）で調査できる項目
 - ① 公共汚水ます（以下「公共ます」という。）の有無及び位置
 - ② 処理区域の公示年月日、下水排除方式
- ・ 現地調査項目
 - ① 公共ますの位置と既設ますの深さ
 - ② 宅地の形状及び起伏

排水設備工事の依頼を受けたときは、事前に次の項目について調査し、併せて現場の状況を把握しておくことが必要です。

（1）市役所下水道経営課での調査項目

- ① 公共ますの有無及び位置
公共ますの有無及び位置は、下水道台帳で調査することができますが、必ず現地も確認してください。
- ② 下水道本管の埋設深度、管種、管径等
- ③ 処理区域の公示年月日
- ④ 下水排除方式の調査

（2）現地調査での調査項目

- ① 公共ますの位置と屋内排水設備の位置
- ② 既設排水設備の調査
- ③ 宅地内埋設配管の布設状況
- ④ 宅地の形状及び起伏

（3）新築家屋の場合の調査項目

- ① 公共ますの位置と屋内排水設備の位置
- ② 宅地の形状及び起伏
- ③ 外構工事の予定の有無及び整合

新築工事の場合、特に外構工事によって地盤高が変更され、管の土被りが確保できなくなったり、ます蓋が土中に埋設されたり、あるいは、ますの上に設備が置かれて点検ができなくなる等のことがありますので、十分な調整が必要です。

2-2 排水設備工事の設計

排水設備工事の設計基準

- ① 大和市下水道条例
- ② 大和市下水道条例施行規則
- ③ 本市独自基準
- ④ 排水設備工事責任技術者講習用テキスト

事前に協議を要する排水設備

- ① ディスポーザの設置を予定しているもの
- ② 特定施設又は除害施設の設置を伴うもの

排水設備工事を請負った指定工事店は、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号。以下「法」という。）、条例、大和市下水道条例施行規則（平成7年3月29日規則第23号。以下「規則」という。）、下水道排水設備指針と解説2016年版（社団法人日本下水道協会）等に示す基準を遵守し、施工性、維持管理性が容易で、経済的な設計をするよう心がけなければなりません。

また、ディスポーザの設置を予定しているもの、特定施設又は除害施設の設置を伴うものは、事前に下水道経営課と協議をお願いします。

なお、次の事項については、市独自の基準を定めています。

① 排水管内径及び勾配

排水管内径	勾配
100mm	2.0/100 以上 8.0/100 以下
125mm	1.7/100 以上 6.0/100 以下
150mm	1.5/100 以上 5.0/100 以下

② まずは、起点、会合点、屈曲点、その他維持管理上必要な箇所に配置し、ます間の距離は、管径の120倍以内とする。

③ 排水ます深は、管延長に勾配を乗じて得た値をcmに切り上げて算出すること。
また、地盤高による修正は、管勾配が①に示す最低勾配を確保できるようにcm止めで算出すること。

④ トラップますのトラップ口径及びこの掃除口はφ75mm以上とする。ただし、給湯器等の掃除孔はφ50mm以上とすることができる。

⑤ 共同住宅等に設置する屋根のないごみ置場の洗浄排水を接続する場合は、雨水が入らないような構造とし、汚水ますへの接続部の防臭に十分留意すること。

⑥ 合流地区の場合、雨水は宅地内浸透処理をしたオーバーフロー分のみ汚水系へ接続することができるが、汚水ますへの接続部の防臭に十分留意すること。

⑦ ディスポーザ

ディスポーザを設置する場合は、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(社団法人日本下水道協会)に適合する評価を受けたものとし、

別途「大和市ディスポーザ排水処理システム等設置に関する要領」に基づく書類の提出が必要となるので、事前に下水道経営課と協議すること。

生ごみを粉砕し、そのまま下水へ排水する単体ディスポーザについては認められないので注意すること。

⑧ 潜熱回収型ガス給湯器等のドレン水の扱い

設置する潜熱回収型ガス給湯器等の排水について下記の要件をすべて満たす場合、例外として雨水系統の排水として扱うことを認める。

- ・設置する潜熱回収型ガス給湯器等が、一般財団法人 日本ガス機器検査協会（JIA）の認証機器であること。
- ・排水の飛散、溢水へ配慮すること。
- ・滞留する水に起因する害虫が発生しないように、浸透処理を行う等の配慮をし、近隣住人とのトラブルの原因とならないよう万全を期すこと。

また、次の事項については、一般的な基準ですが注意して設計してください。

① ます径はφ150mm以上とする。なお、ますの深さが141cm以上の場合にはます径はφ200mm以上とする。

φ100mmの排水管を掃除口として立ち上げて、ますにしないこと。

② 排水管の土被りは私道内では600mm、宅地内では200mm以上とする。ただし、地形上その他の理由によりできない場合は、必要な防護を施すこと。

③ 大便器の屋外排水管は、φ100mmとし、接合するますは、原則として3cmの段差ますを使用するものとする。

2-3 排水設備計画（変更）確認申請書（第1号様式）

排水設備の新設又は修繕の工事は、排水設備計画（変更）確認申請書を下水道経営課へ提出し確認を受けなければなりません。

市街化調整区域内の排水設備の設置等は、同様に物件設置等許可（公共下水道施設工事施工等承認）申請書を提出し確認を受けなければなりません。

現地検査の免除を希望する場合は、排水設備計画（変更）確認申請書に排水設備工事の現地完成検査の免除申出書を添付して申請します。

排水設備の新設又は修繕の工事については、条例施行規則第5条の規定により、排水設備計画（変更）確認申請書（第1号様式）（以下「確認申請書」という。）に必要な書類を添付して、審査を受けなければなりません。

確認申請書は、添付書類とともにホチキス止めして受付箱に入れて提出してください。

確認申請書は毎週木曜日に締め切り、審査のうえ合格したものについては、翌週の火曜日（休日の場合は翌営業日）に排水設備計画（変更）確認通知書（以下「確認通知書」という。）に市長印を押印して受付窓口に備え付けの各工事店の棚に返却します。

不備があるものは、理由を付記して確認申請書を返却しますので、訂正の上再度受付箱に入れて提出してください。

また、軽微な不備があるものは、確認通知書のコピーが入っていますので、下水道経営課まで声をかけてください。訂正箇所を伝えたのち、確認通知書をお渡しします。

（１）排水設備計画（変更）確認申請書記入要領

が付記されているものについては、該当する項目にチェックしてください。

① 設置場所

- ・ 設置場所は原則的に住居表示で記入して下さい。新築等で住居表示が決っていない場合は地番表示でも結構です。
- ・ 同一地番、住所に複数の建物が該当する場合は、各戸の区別がつくようにアルファベットや数字等を付記して下さい。

② 申請者区分

- 新築：新築の場合。
- 改造：浄化槽、汲み取り、水洗化済について選り○で囲んでください。
 - ・ 浄化槽：浄化槽使用から改造工事（下水道への切替工事）の場合。
 - ・ 汲み取り：くみ取り便所からの改造工事（下水道への切替工事）の場合。
 - ・ 水洗化済：すでに下水道接続済みの建物の排水設備を改造する場合。
- その他：一時利用の場合等。

③ 建物の種類

- ・ 世帯数：専用住宅、共同住宅等の場合に記入して下さい。
- ・ 使用人数：寮、寄宿舎、老人ホーム等の場合に記入して下さい。
- ・ 事業内容：飲食店、菓子製造、自動車整備、機械部品製造、事務所等業務内容が分かるように記入して下さい。
- ・ 1日最大排水量：事業関係の排水がある場合記入して下さい。

④ 排除下水の種類

- 家事：生活排水のみの場合。
- 事業：事業系の排水（飲食店、整備工場、製造業等）がある場合。
- その他：合流地域で雨水のオーバーフロー水のみを接続する場合等。

⑤ 工事予定年月日

- ・ 上段に着手予定日、下段に完成予定日を記入して下さい。ただし、着手予定日は充分余裕をもって（1ヶ月程度）申請して下さい。

⑥ 変更予定年月日

- ・ 変更申請の場合、⑤と同様に記入して下さい。

(2) 添付書類

① 位置図

- ・ 申請箇所の土地割がわかるような図面に申請箇所を赤塗りして提出してください。
- ・ 開発、敷地分割等で複数の宅地がある場合は、宅地割して各戸の区別がつくようにアルファベットや数字等を付記し、どの位置の物件かわかるようにしてください。

② 平面図（記載例：図1参照）

平面図には、規則第5条第1項第2号の規定により、次に掲げる項目を表示してください。

なお、平面図の記載数値の単位及び端数処理、記号、記載方法は、下水道排水設備指針と解説 2016年版(社団法人日本下水道協会)に示すとおりとします。

- ・ 申請地の境界及び面積
- ・ 申請地付近の道路及び公共下水道の配置
- ・ 申請地内にある建物、水道、井戸、台所、浴室、洗たく場、便所その他汚水を排除する施設の位置（その他部屋の配置等は必要ありません）

なお、平面図は1F, 2Fを分けて記載してください。

- ・ 公共ますの位置、大きさ及び出入の深さ
- ・ 管きょ、ます、マンホール等の配置、形状、寸法、出入りの深さ及び勾配
- ・ 除害施設、ポンプ施設、分離ます、阻集器、防臭装置等の位置
- ・ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
- ・ 図面は鉛筆書きで提出しないこと。
- ・ 新設の部分（排水器具を含む）を赤書きとすること。

また、合流地区において、雨水浸透ますオーバーフロー分の雨水を下水に接続をする場合を除いて、審査対象外としておりますが、雨水処理についても、次の内容で記載してください。

- ・ 雨水処理系統を青書きとすること。
- ・ 雨水ます、雨水浸透ます、管等を記号と文字で簡潔に図示すること。
- ・ 雨水を下水に接続する場合には、ますの深さ、管径・距離・勾配を図示すること。

③ 除害施設、ポンプ施設、分離ます、阻集器を設けるときはその構造図

④ 他人の土地又は排水設備を使用するときは、当該所有者の同意書の写し

⑤ 工事見積書

供用開始後3年以内に行う、くみ取り、浄化槽家屋の改造工事で、大和市水洗便所改造資金助成条例（昭和44年条例第8号）に基づく補助金、貸付金の制度を利用する場合に添付してください。

これ以外の場合は必要ありません。

⑥ その他

分離ます、阻集器の構造図、特殊排水設備、ディスポーザ適合評価書等、市が指示したときに添付してください。

(3) 現地検査の免除申出

規則第7条第2項ただし書きにある現地検査の免除（以下「書類検査」という。）を希望する者は、申請者と十分協議の上「排水設備工事の現地完成検査の免除申出書」に必要事項を記入し、確認申請書に添付して提出してください。

検査方法の決定は、確認通知書の「工事条件及び指示事項等」欄に記載してお知らせします。

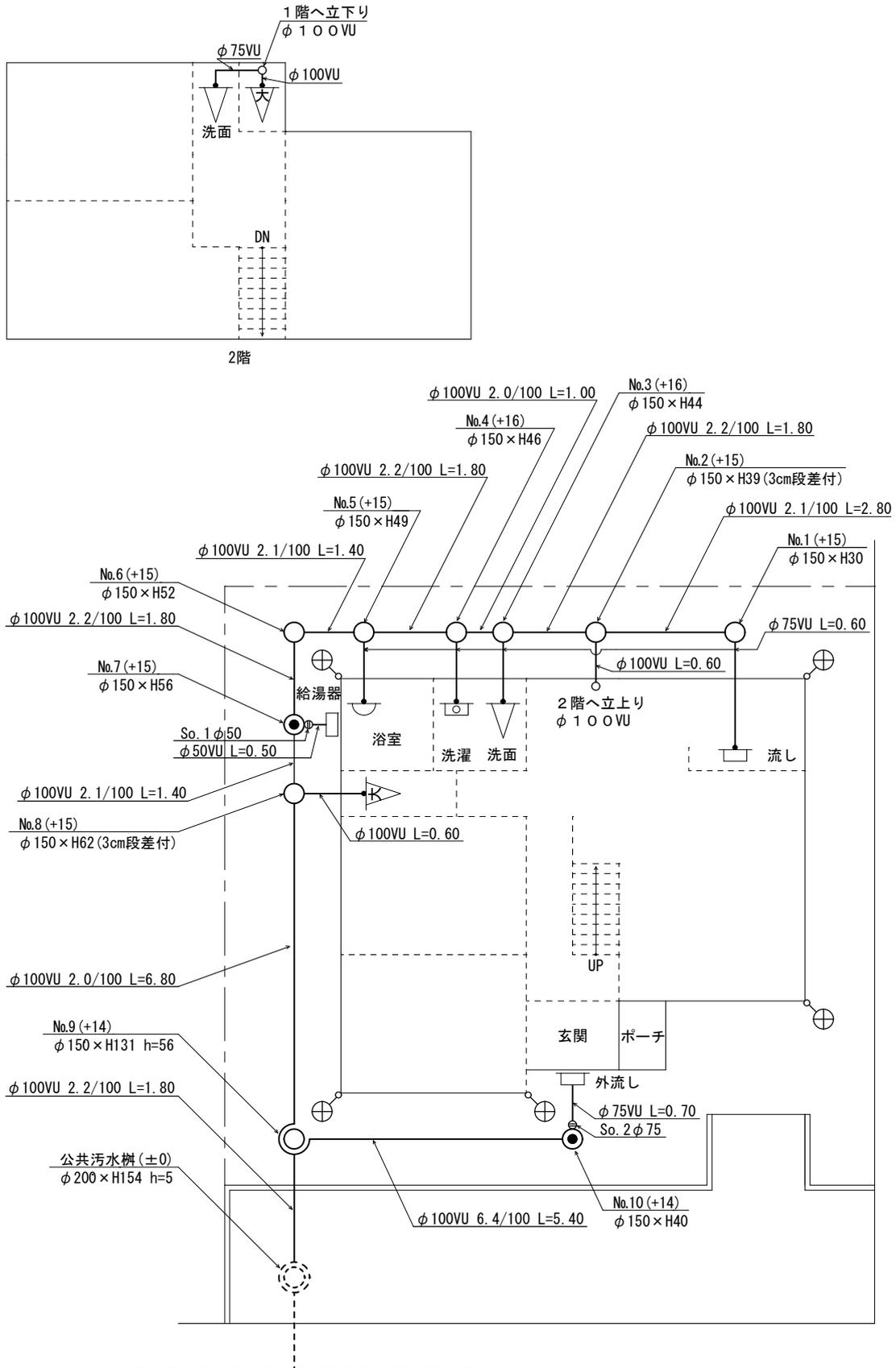
なお、次に掲げる排水設備は、現地検査の免除はしません。

- ① 大和市開発事業の手続き及び基準に関する条例（平成19年12月21日条例第41号。以下「開発事業条例」という。）に係る物件で、個別住宅建築以外のもの
- ② 特定施設及び除害施設に係る物件
- ③ 免除排水に係る物件
- ④ ディスポーザの設置に係る物件
- ⑤ その他市で現地検査が必要と判断した物件

(4) 市街化調整区域の排水設備の設置

市街化調整区域の排水設備の設置は、「物件設置等許可（公共下水道施設工事施工等承認）申請書」（以下「物件設置申請書」という。）を下水道経営課へ提出してください。

添付書類は、排水設備計画（変更）確認通知書の添付書類に準じて作成してください。ただし、現地検査の免除の対象とはなりませんのでご注意ください。



- 注 1 ますの上流と下流には管底差をつける。汚水ますでは、汚物等の戻りがあるので便所からの排水管との会合点に設けるますは、特に落差を必要とするため3cmとした。
- 2 既設公共汚水ますの天端高を仮水準点（天端高を±0cm）とする。
- 3 赤色は汚水、青色は雨水、黒色（破線）は既設を示す。

図 1 平面図（配置立面図を省略した場合の例）

2-4 排水設備工事期間延長届（第4号様式）

確認通知書に記載の工事期間内に工事が完成できなくなった場合には、排水設備工事期間延長届が必要です。

排水設備工事の期間は、規則第6条の規定により、確認通知書の通知日から6ヶ月以内に完成させなければなりません。工事期間内に工事が完成できない見込みとなったときは、排水設備工事期間延長届（第4号様式）を提出しなければなりません。

2-5 排水設備計画取下書（第5号様式）

確認を受けた排水設備工事を取りやめる場合は、排水設備工事取下書を提出してください。

確認を受けた排水設備工事を取りやめる場合は、排水設備計画取下書（第5号様式）を提出しなければなりません。

2-6 排水設備工事完成届（第6号様式）

排水設備工事が完了したときは、工事完成後5日以内に排水設備工事完成届を下水道経営課管理・排水設備係へ提出し、完成検査の予約をします。
物件設置についても同様に、物件設置等完成届を下水道経営課管理・排水設備係へ提出し、完成検査の予約をします。

排水設備の工事が完了したときは、条例第8条（条例施行規則第7条）の規定により、工事完成後5日以内に排水設備工事完成届（第6号様式）に必要書類を添付し、ホチキス止めして提出し、検査の申込みをしなければなりません。

排水設備工事完成届の提出とともに、検査の予約をします。

検査は、特別の場合を除き毎週月曜日から水曜日の午前中に行います。

検査地区は、市内をA～Cの3地区に分けて行います。カレンダーに朱書きされた検査地区に該当する検査申込み用の棚にある排水設備検査申込書に必要事項を記載し、完成届とともに提出してください。

検査時間は、一件当たり移動時間を含めて20分間隔で行います。4箇所以上の検査を同時に申し込む場合や開発等の現場、時間がかかりそうな物件は、市の担当者に相談してください。

なお、検査の実施と検査日時は、必ず事前に申請者へ連絡しておいてください。

(1) 排水設備工事完成届記入要領

提出日は完成日を含む5日以内としてください。確認年月日、確認番号（確認通知書の番号）の記入を忘れずにしてください。

(2) 添付書類

① 竣工図

竣工図は、排水設備工事の完成図であり、必ず現地を再度測量して作成してください。

変更がある場合は、竣工図に「変更後」のゴム印（赤）を押印してください。

② 公共下水道使用開始等届（第15号様式）

流量計欄は、井水等水道水以外の給水がある場合に記入してください。

共同住宅等で水栓番号が複数ある場合は、「別紙」に記入して提出してください。なお、共用及び散水用水栓の場合は、排水設備への接続の有無も記入してください。

③ 位置図

確認申請に添付したものと同一ものとしてください。

(3) 市街化調整区域の排水設備（物件設置）

区域外接続として、下水道経営課へ申請した物件設置については、検査の申込みを区域内に準じて行ってください。

(4) 浄化槽使用廃止届出書の提出

浄化槽の使用を廃止したときは、浄化槽法第11条の3の規定により、その日から30日以内に厚木保健福祉事務所大和センターへ浄化槽使用廃止届出書を提出しなければなりません。また、浄化槽法第68条では、「第11条の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する」と規定されています。

なお、届出書類は、<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/917361.pdf> からダウンロードできます。

【問合せ先】

神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター 環境衛生課

住 所：〒242-0021 大和市中央一丁目5-26

電 話：(046) 261-2948（代表）

2-7 完成検査

全ての排水設備工事について、工事が完了したときは完成検査を実施します。
検査は、書類検査及び現地検査とし、市長が特に認めた場合は、現地検査を免除することができます。
検査に合格したものに、検査済証を発行します。
「竣工図」は、申請者に必ず引き渡してください。

完成検査は、申請図又は竣工図等の完成図書類、現場の施工状況を検査します。

現地検査は、責任技術者の不在、検査器具の不備等、または公共ます上の駐車、ます上の工作物設置等のため、検査員が検査不能と判断した場合、検査中止としますので現場の事前確認、調整、準備は十分しておいてください。

また、「竣工図」は、申請者に必ず渡して保管させてください。

市では、確認申請書及び竣工図は個人情報保護の観点から非公開文書としておりますので、後日調査に来所されても公開しません。

(1) 現地検査当日の注意事項

① 検査には、工事店規則第6条第2項第12号の規定の基づき、確認申請書に記載した責任技術者が必ず現場に立ち会ってください。

悪天候等により検査を中止する場合は、検査当日の朝8時30分頃に連絡します。その場合は、再度検査の申込みをしてください。

② 現場には、確認申請書一式（工事店の控え）、検査ミラー、強力ライト、メジャー等必要機材を必ず持参してください。

③ 検査当日は、検査時刻前に現地へ行き、申請者への敷地内立入りの許可を得るとともに、ます内の清掃及び起点ますから水を流しておいてください。

④ 検査終了後、ますの蓋を閉め、後片付けをして申請者に終了の報告を行ってください。

⑤ 検査の結果、合格したものに「検査済証」を交付しますので、申請者の承諾を得て玄関等外部から見やすい位置に貼り付けてください。

なお、手直し工事、再検査、写真提出、図面修正等の指示事項があった場合は、検査員の指示に従い速やかに措置してください。

(2) 書類検査

現地検査の免除を受けたものは、完成書類（排水設備工事完成届、竣工図、公共下水道使用開始等届）を直接下水道経営課の職員に提出してください。その場で書類検査を行い、合格と認めたものに「検査済証」を交付しますので、工事店の方は、申請者の同意を得て玄関等の見やすい位置に貼付してください。

書類検査は、工事店規則第6条第2項第12号の規定に基づき、確認申請書に記載した責任技術者が必ず検査に立ち会ってください。

書類検査の結果、不合格となったものは、手直し後に現地検査へ変更する等、監督員の指示に従ってください。

なお、下水道の機能保持のため、法第13条の規定により立入検査を実施することがあります。この検査の結果、書類検査により合格したものに重大な瑕疵、特に雨水の誤接等の不具合が発見された場合、工事店に手直しを命ずることがあります。この場合、施工者の責任において速やかに改修していただきます。

排水設備工事の申請から検査済証交付までのフローは、次のとおりです。

排水設備工事の確認申請から検査・検査済証交付までのフロー

【 書 類 検 査 】

【 現 地 検 査 】

